

記載要領

- 1 「地方整備局長 北海道開発局長 , 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□ のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 0株 0A建設
0B建設 0有 00

種類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12

1	0
---	---

「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

08201	水戸市	08221	ひたちなか市	東 茨 城 郡		結 城 郡	
08202	日立市	08222	鹿嶋市	08302	茨城町	08521	八千代町
08203	土浦市	08223	潮来市	08309	大洗町		
08204	古河市	08224	守谷市	08310	城里町	猿 島 郡	
08205	石岡市	08225	常陸大宮市			08542	五霞町
08207	結城市	08226	那珂市	那 珂 郡		08546	境町
08208	龍ヶ崎市	08227	筑西市	08341	東海村		
08210	下妻市	08228	坂東市			北 相 馬 郡	
08211	常総市	08229	稲敷市	久 慈 郡		08564	利根町
08212	常陸太田市	08230	かすみがうら市	08364	大子町		
08214	高萩市	08231	桜川市				
08215	北茨城市	08232	神栖市	稲 敷 郡			
08216	笠間市	08233	行方市	08442	美浦村		
08217	取手市	08234	鉾田市	08443	阿見町		
08219	牛久市	08235	つくばみらい市	08447	河内町		
08220	つくば市	08236	小美玉市				

13

1	1
---	---

「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1-1-3- のように記入すること。

14

1	2
---	---

のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-53-8111-5253-8111- のように左詰めで記入すること。

15

1	3
---	---

「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16

1	5
---	---

「許可換えの区分」の欄並びに

1	6
---	---

「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（124頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。